

○奈良県流水占用料等に関する条例

平成十二年三月三十日

奈良県条例第四十二号

改正 平成二〇年三月二五日条例第三五号

平成二三年三月一八日条例第一九号

平成二五年一〇月一一日条例第二四号

平成二六年三月二八日条例第三九号

平成二九年三月二八日条例第三五号

平成三一年三月二二日条例第二九号

令和元年七月一〇日条例第七号

令和二年三月三〇日条例第四一号

奈良県流水占用料等に関する条例をここに公布する。

奈良県流水占用料等に関する条例

(流水占用料等の徴収)

第一条 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は同法第二十三条の二の登録を受けた者から、この条例の定めるところにより、流水占用料、土地占用料又は土石採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収する。

(平二五条例二四・一部改正)

(流水占用料等の額)

第二条 前条の流水占用料等の額は、流水占用料にあつては別表第一、土地占用料にあつては別表第二、土石採取料にあつては別表第三のとおりとする。

(減免)

第三条 知事は、第一条の規定により流水占用料等を納付すべき者の流水若しくは土地の占用又は土石の採取が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の申請に基づき同条の流水占用料等を減免することができる。

一 国及び地方公共団体が公共事業又は公共の利益となる事業を行う場合に当該事業のためにする占用等であつて知事が減免することを適当と認めるとき。

二 かんがい又は飲料のために占用するとき。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認めるとき。

(還付)

第四条 徴収した流水占用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると

きは、既に納付した流水占用料等の全部又は一部を還付することができる。

一 河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十八条第二項第二号に該当し、既に納めた流水占用料等の額が変更後の額を超えるとき。

二 流水占用料等を納付した者の責めに帰することができない理由により当該許可又は登録に係る行為をすることができなかつたとき。

(平二五条例二四・一部改正)

(その他)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた流水占用料等の徴収に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前に徴収した流水占用料等は、第一条の規定により徴収した流水占用料等とみなす。

別表第一(第二条関係)

(平二六条例三九・平三一条例二九・令元条例七・一部改正)

区分		金額(年額)
発電の用に供するもの	揚水式発電	Aの式により算出した額に 一・一を乗じて得た額
	所以外の発電所	
	一 昭和四十年十月一日以降に発電(設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。)を開始した発電所	
	2 昭和四十年九月三十日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和四十年十月一日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発	

		電所(増設以後の理論水力についてAの式により算出した額が、増設前の理論水力についてBの式により算出した額に満たないものを除く。)	
	二	一に掲げる発電所以外の発電所	Bの式により算出した額に一・一を乗じて得た額
揚水式発電所	三	<p>1 昭和四十八年四月一日以降に発電を開始した発電所</p> <p>2 昭和四十八年三月三十一日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和四十八年四月一日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所(次に掲げるものを除く。)</p> <p>(一) 昭和四十年九月三十日以前において発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力についてAの式により算出した額に補正係数aを乗じて得た額が、増設前の理論水力についてBの式により算出した額に補正係数bを乗じて得た額に満たないもの</p> <p>(二) 昭和四十年十月一日から昭和四十八年三月三</p>	Aの式により算出した額に補正係数aを乗じて得た額に一・一を乗じて得た額

		<p>十一日までの間において発電を開始した発電所で、増設後の理論水力についてAの式により算出した額に補正係数aを乗じて得た額が、増設前の理論水力についてAの式により算出した額に補正係数bを乗じて得た額に満たないもの</p>	
		<p>四 昭和四十年十月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間において発電を開始した発電所(三の2に掲げるものを除く。)</p>	<p>Aの式により算出した額に補正係数bを乗じて得た額に一・一を乗じて得た額</p>
		<p>五 三及び四に掲げる発電所以外の発電所</p>	<p>Bの式により算出した額に補正係数bを乗じて得た額に一・一を乗じて得た額</p>
<p>発電以外の用に供するもの</p>			<p>毎秒一リットルにつき、五、二三〇円</p>

備考

- 1 占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月とみなして計算するものとする。
- 2 発電の用に供するものにあつては、一件の占用料の額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 発電以外の用に供するものにあつては、一件の占用料の額に十円未満の端数がある場合はその端数を切り上げた額とし、一件の占用料の額が百円未満の場合は百円とする。
- 4 この表においてAの式及びBの式は、次のとおりとする。

Aの式 $1,976円 \times \text{常時理論水力} + 436円 \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})$

Bの式 $1,976円 \times \text{常時理論水力} + 988円 \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})$

常時理論水力及び最大理論水力の単位は、キロワットとする。

5 この表において補正係数a及び補正係数bは、次の式により算出した数とする。

補正係数a (年間発生電力量－揚水に係る年間発生電力量 $\times 5 \cdot 6$) / 年間発生電力量

補正係数b (年間発生電力量－揚水に係る年間発生電力量 $\times 3 \cdot 4$) / 年間発生電力量

別表第二(第二条関係)

(平二〇条例三五・平二三条例一九・平二六条例三九・平二九条例三五・令二条例四一・一部改正)

区分		金額(年額)					
		単位	所在地				
			第二級地	第三級地	第四級地	第五級地	
工作物 による 占用	第一種電柱	一本	七三〇円	五一〇円	四二〇円	三八〇円	
	第二種電柱	一本	一、一〇〇 円	七九〇円	六五〇円	五八〇円	
	第三種電柱	一本	一、五〇〇 円	一、一〇〇 円	八八〇円	七八〇円	
	埋設又は架設 管類	外径が〇・四メートル未満のもの	一メートル	一六〇円	一一〇円	九一円	八一円
		外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	一メートル	二七〇円	一九〇円	一六〇円	一四〇円
		外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	一メートル	三九〇円	二七〇円	二三〇円	二〇〇円
		外径が一メートル以上のもの	一メートル	七八〇円	五五〇円	四五〇円	四一〇円
仮設建築物	一平方メートル	一三〇円	九一円	七六円	六八円		

		ル				
	通路橋又は通路	一平方メートル	一、二七〇円	九〇〇円	七五〇円	六六〇円
	その他の工作物	一平方メートル	二、六〇〇円	一、八二〇円	一、五二〇円	一、三六〇円
工作物以外による占用	原形のままの占用	一平方メートル	一三〇円	九一円	七六円	六八円
	養魚	一平方メートル	三五〇円	二五〇円	二〇〇円	一八〇円
	貸船	一隻	九七〇円	六八〇円	五七〇円	五〇〇円

備考

- 1 第二級地、第三級地、第四級地及び第五級地に該当する区域は、次の表のとおりとする。

第二級地	奈良市、大和高田市、大和郡山市、橿原市、生駒市、香芝市、三郷町、斑鳩町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町及び河合町の区域
第三級地	天理市、桜井市、葛城市、平群町、安堵町、川西町及び三宅町の区域
第四級地	五條市、御所市、高取町、明日香村及び大淀町の区域
第五級地	宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村の区域

- 2 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 仮設建築物とは、露店、工事用建築物その他これに類するものをいう。
- 4 占用面積に〇・〇一平方メートル未満の端数がある場合又は占用延長に〇・〇一メートル未満の端数がある場合は、その端数面積又は端数延長をそれぞれ切り捨てて計算する。

- 5 占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月とみなして計算するものとする。
- 6 一件の占用料の額に十円未満の端数がある場合はその端数を切り上げた額とし、一件の占用料の額が百円未満の場合は百円とする。
- 7 電柱で鉄塔であるものについては、第一種電柱、第二種電柱及び第三種電柱の区分に応じ、それぞれの額の二倍の額とする。

別表第三(第二条関係)

(平二六条例三九・平三一条例二九・一部改正)

区分		単位	金額
土砂		一立方メートル	一九〇円
砂利(かき込み砂利を含む。)		一立方メートル	二九〇円
石	径が八センチメートル以上二〇センチメートル未満のもの	一立方メートル	三三〇円
	径が二〇センチメートル以上四〇センチメートル未満のもの	一立方メートル	六四〇円
	径が四〇センチメートル以上六〇センチメートル未満のもの	一立方メートル	一、三〇〇円
	径が六〇センチメートル以上のもの	一立方メートル	五、九四〇円

備考

- 1 一立方メートル未満の端数は、一立方メートルとみなして計算する。
- 2 一件の採取料の額に百円未満の端数がある場合は、百円に切り上げた額とする。
- 3 石のうち径が二十センチメートル以上四十センチメートル未満のものにあつては二十個を、四十センチメートル以上六十センチメートル未満のものにあつては十個を一立方メートルとみなして計算する。
- 4 径が八センチメートル未満の石は、砂利とみなしてこの表を適用する。

附 則(平成二〇年条例第三五号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年条例第一九号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第二四号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成二五年規則第二四号で平成二五年一二月一一日から施行)

附 則(平成二六年条例第三九号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年条例第三五号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成三一年条例第二九号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五項の規定 公布の日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第七項の規定により使用の許可を受けている者の当該使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(この条例の施行の日以後の利用料金の額の定め)

- 5 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。

附 則(令和元年条例第七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

附 則(令和二年条例第四一号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。